

平成 27 年 4 月 22 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

・資料1 「裁判員関連経費」

最高裁判所事務総局刑事局 作成資料

1頁

・資料2 「裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員

候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移」

最高裁判所 作成「裁判員裁判の実施状況について

(制度施行～平成 26 年 12 月末・速報)」

2頁

・資料3 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」より抜粋

3頁－4頁

裁判員関連経費

最高裁判所事務総局刑事局

(単位:千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	累計
裁判員制度運営経費	1,656,814	1,603,266	3,272,826	4,518,097	5,552,639	4,948,823	4,246,400	3,638,736	3,231,974	2,068,815	1,676,422	36,414,812
I 裁判員制度運営関係	314,593	251,132	1,882,244	3,123,504	4,451,782	4,814,727	4,141,397	3,565,587	3,181,411	2,039,390	1,653,055	
(主要経費)												
1 裁判員等の日当・旅費	0	0	0	0	2,228,350	2,793,590	2,202,490	1,940,723	1,694,579	1,036,254	805,718	
2 名簿記載通知発送等業務委託経費, 郵便料金	0	0	0	229,485	720,339	815,226	702,503	573,275	524,224	336,218	260,179	
3 裁判員法廷等IT機器経費	0	0	150,862	554,976	482,645	306,689	306,689	306,689	306,689	222,559	217,659	
4 裁判員候補者名簿管理システム経費	0	0	266,922	477,729	263,713	276,827	415,404	247,803	152,649	141,423	139,878	
5 コールセンター業務委託費	0	0	0	170,308	170,308	144,990	120,925	98,262	67,417	46,686	40,494	
6 裁判員制度の施行準備に必要な経費	314,593	251,132	1,239,287	1,552,820	0	0	0	0	0	0	0	
II 裁判員制度広報関係	1,342,221	1,352,134	1,390,582	1,394,593	1,100,857	134,096	105,003	73,149	50,563	29,425	23,367	

※「I 裁判員制度運営関係」経費のうち、主要経費の「6 裁判員制度の施行準備に必要な経費」は、裁判員法廷等の椅子や評議室等の会談用テーブルなどの法廷等環境整備費等である。

4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	38.3	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0
ハ	選定された裁判員候補者数	665,559 [91.6]	13,423 [4.5]	126,465 [36.7]	131,880 [41.7]	135,535 [47.5]	135,207 [52.2]	123,049 [52.0]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	188,710	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	476,849 [65.7]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,294 [71.8]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	201,333	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	276,516	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	210,873 [29.0]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	31.7	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5
		(「チ」/「ト」)	76.5	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	55,793	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	400,349	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.2	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	181,692 [25.0]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]
ワ	選任された裁判員の数	41,834	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938
カ	選任された補充裁判員の数	14,262	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 7 「」は、判決人員(累計7,262人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法5条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

(出所) 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年12月末・速報)」

う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

6 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。

7 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると

第九編 司法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）

D（日法八七二二・三）⑭

考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

（平一九法六〇・旧第七十九条線下・一部改正）

（裁判員の氏名等漏示罪）

第九十九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（平一九法六〇・旧第八十条線下・一部改正）

（裁判員候補者による虚偽記載罪等）

第一百十条 裁判員候補者が、第三十条に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問に対して虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

（平一九法六〇・旧第八十一条線下）

（裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料）

第一百一十一条 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四条第三項（これらの規定を第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二

第九編 司法 (裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)

六六四

項において準用する場合を含む。の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(平一九法六〇・旧第八十二條線下・一部改正)

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第一百二十二条 次の各号のいずれかに当たる場合には、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項(第三十八條第二項(第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條第二項及び第九十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

二 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第九十七條第五項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

三 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九條第二項の宣誓を拒んだとき。

四 裁判員又は補充裁判員が、第五十二條の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

五 裁判員が、第六十三條第一項(第七十八條第五項において準

用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

(平一九法六〇・旧第八十三條線下・一部改正)

(即時抗告)

第一百三十三條 前二條の決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。

(附則 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二〇年政令第一四一号で平成二二年五月二二日から施行。ただし、

第十二條第二項の規定は、平成二〇年七月一五日から施行)

一 次条及び附則第三條の規定 公布の日

二 第二十条から第二十三條まで、第二十五條、第一百一條、第一百四條、第一百五條及び附則第六條の規定 公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二〇年政令第一四一号で平成二〇年七月一五日から施行)

三 第十七條第九號の規定(審査補助員に係る部分に限る。)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二號)附則第一條第二號に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日